太田市外三町広域清掃組合人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第５８条の２に基づき、令和５年度における太田市外三町広域清掃組合職員の任免や勤務時間その他の勤務条件の状況等について、住民の皆様に一層のご理解をいただけるよう、そのあらましをお知らせ致します。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）職員数の状況

①職種別（令和６年４月１日現在）

	一般行政職	技能労務職
専任職員	２人	０人
派遣職員	８人	０人
合　　計	１０人	０人

②階層別（令和６年４月１日現在）

	一般行政職											技能職	合 計
	局長	副局長	参事	課長	課長補佐	係長	係長代理	専門官	主任	主事	主事補		
専任職員	０人	０人	０人	０人	０人	１人	０人	０人	１人	０人	０人	０人	２人
派遣職員	１人	１人	１人	０人	２人	０人	１人	１人	１人	０人	０人	０人	８人
合　　計	１人	１人	１人	０人	２人	１人	１人	１人	２人	０人	０人	０人	１０人

③一般行政職の級別職員数等の状況（令和６年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比（%）
８級	局長	１人	１０．０
７級	副局長	１人	１０．０
６級	参事、課長	１人	１０．０
５級	課長補佐	２人	２０．０
４級	係長、係長代理、専門官	３人	３０．０
３級	主任	２人	２０．０
２級	相当高度な業務の主事	０人	
１級	主事、主事補	０人	
合　　計		１０人	１００

④年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

年齢区分	20 歳未満	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～60 歳	61～64 歳	合計
職員数	０人	０人	０人	１人	０人	１人	２人	２人	３人	１人	１０人
構成比	０％	０％	０％	10%	0%	10%	20%	20%	30%	10%	100%

（注）　職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用または会計年度任用職員を除いています。

⑤職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

年　度	令和５年度	令和６年度	対前年増減数	主な増減理由
職員数	９人	１０人	１　人	定年延長

（注）　職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用または会計年度任用職員を除いています。

⑥再任用職員の在職状況

再任用制度は、本格的な高齢化社会に対応し、高齢者の知識・経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に伴い、６０歳前半の生活を雇用と年金の連携により支えることを目的として、６０歳前半であり公務内で働く意欲と能力のある者で地方公共団体の定年退職者等を再び任用することができる制度です。

当組合においても、地方公務員法の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合職員の再任用に関する条例を平成１３年４月１日から施行しておりますが、雇用と年金の接続を図るため、短時間勤務で再任用職員を採用しており、令和６年度は１人任用しています。

（２）職員の人事評価の状況

①評価の種類及び対象期間

評価の種類		対象期間
能力評価	職務行動評価・態度評価	４月１日から９月３０日まで
業績評価	目標達成度評価・活動評価	１０月１日から翌年３月３１日まで

②被評価者及び評価者の区分

被評価者	１次評価者	２次評価者
係長代理・専門官・主任・主事・主事補	係長	課長
課長補佐・係長	課長	副局長
参事・課長	副局長	局長
副局長	局長	副市長（太田市）
局長	副市長（太田市）	－

（３）任免の状況

①一般職員の退職・派遣解除者数（令和６年３月３１日付）

	定年退職	勧奨退職	普通退職	派遣解除等	合　計
専任職員	０人	０人	０人	０人	０人
派遣職員	－	－	－	３人	３人
合　　計	０人	０人	０人	３人	３人

②一般職員の採用・新規派遣者数（令和６年４月１日付）

	採用	新規派遣	人事交流等	合　計
専任職員	０人	０人	０人	０人
派遣職員	－	３人	－	３人
合　　計	０人	３人	０人	３人

２　職員の給与の状況

（１）人件費の状況（令和５年度一般会計決算）

歳出額（Ａ）	人件費（Ｂ）	人件費率（Ｂ）／（Ａ）
3,020,120 千円	92,543 千円	3.06%

（注）１　人件費には、職員の給与だけではなく、職員の共済費及び議員・特別職等の報酬なども含みます。

（２）職員給与費の状況（令和５年度一般会計決算）

職員数（Ａ）	給　与　費				１人当たりの給与費
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計（Ｂ）	（Ｂ）／（Ａ）
１１	45,832 千円	9,960 千円	18,865 千円	74,657 千円	6,787 千円

（注）１　職員数は、令和５年４月１日現在の人数（再任用短時間勤務職員を含む）です。

（３）職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		太田市外三町広域清掃組合	国
一般行政職	大学卒	200,900 円	196,200 円
	高校卒	169,900 円	166,600 円

（４）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和６年１月１日現在）

区　　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	380,089 円	461,475 円	５０．６歳
技能労務職	－　　円	－　　円	－　　歳

※給与月額とは、給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を加えたものです。

（５）職員手当の状況

①期末勤勉手当の支給割合（令和６年４月１日現在）

区　分	期末手当	勤勉手当
６月期	1.225 月分	1.025 月分
１２月期	1.225 月分	1.025 月分
計	2.450 月分	2.050 月分

※1　職制上の階段、職務の級などによる加算措置があります。
　2　支給率は国と同じです。

②時間外勤務手当の支給状況（令和５年度実績）

支給総額	職員１人当たり支給年額
94 千円	19 千円

③扶養・住居・通勤手当の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	支給対象		支給額
扶養手当	配偶者	行政職俸給表（一）７級相当以下	月額　6,500 円
		行政職俸給表（一）８級相当	月額　3,500 円
	子		月額　10,000 円
	父母等	行政職俸給表（一）７級相当以下	月額　6,500 円
		行政職俸給表（一）８級相当	月額　3,500 円
	特定期間の加算		月額　5,000 円
住居手当	１　月額 16,000 円を超える家賃支払者		家賃月額により月額 28,000 円を限度に支給
通勤手当	１　交通用具使用者		通勤手段、通勤距離により月額 31,600 円を限度に支給
	２　交通機関利用者		運賃等相当額を支給（月額 55,000 円を限度に支給）

３　職員の勤務時間、服務等の状況

（１）職員の勤務時間等

１週間の正規の勤務時間	１日の正規の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分から 13 時 00 分まで

（２）年次有給休暇の取得状況（令和５年実績）

平均取得日数
14.9 日

（３）特別休暇の状況（令和６年４月１日現在）

休暇の種類、理由	付与日数・期間等
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度任命権者が必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度任命権者が必要と認める期間
骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度任命権者が必要と認める期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において 5 日の範囲内の期間
職員の結婚	7 日の範囲内の期間（起算日は、事実発生の日の 5 日前から事実発生の日後 1 月を経過する日までの間の日とする。）
職員の出産	出産予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）目に当たる日から出産の日までの期間において職員から請求のあった期間と出産の日後 8 週間

職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ60分間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 60 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内における 5 日(再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分に条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)を38時間45分で除して得た数を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間
生理に有害な職務に従事する女性職員及び生理日において勤務することが著しく困難な女性職員の生理日の休養	2日の範囲内の期間で、その都度任命権者が必要と認める時間又は日数
妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)。ただし、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。
職員の親族(忌引の表親族欄に掲げる親族に限る。)の死亡	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間 ※別表1
父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年内に行われるものに限る。)が行われる場合	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場	一の年の7月1日から9月30日までの期間内における、週休日及び休日を除いて原則として連続する 5 日の範囲内の期間

合	
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊	7 日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度任命権者が必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度任命権者が必要と認める期間
18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)による交通遮断又は隔離	その都度任命権者が必要と認める期間
妊娠中又は出産後 1 年以内の職員が、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)。ただし、1 回につき 1 日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。
職員の親族(忌引の表親族欄に掲げる親族に限る。)の死亡	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間 ※別表 1
父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後 15 年内に行われるものに限る。)が行われる場合	1 日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内における、週休日及び休日を除いて原則として連続する 5 日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	7 日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度任命権者が必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避	その都度任命権者が必要と認める期間

するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)による交通遮断又は隔離	その都度任命権者が必要と認める期間
職員の永年勤続	勤続30年又は35年に達する日の翌日が属する年度の週休日及び休日を除く原則として連続する5日の範囲内の期間
小学校第６学年までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が別に定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する小学校第６学年までの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 ※1時間、1日単位で取得 ※予防接種・健康診断についても取得可 ※10日付与されている場合、1人に対して10日使用しても可
要介護者の介護その他の市長が別に定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 ※1時間、1日単位で取得
その他管理者が定める場合	管理者が定める期間

別表１（忌引）

親族	日数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	１０日
子	５日
祖父母	３日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日)
孫	１日
兄弟姉妹	３日
おじ又はおば	１日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	３日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日)
子の配偶者又は配偶者の子	１日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、５日)
祖父母若しくは兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の祖父母若しくは兄弟姉妹	１日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日)
おじ又はおばの配偶者	１日

（４）職員の休業に関する状況

①育児休業及び部分休業の取得状況（令和５年度）

区　分	男	女	合計
育児休業	０人	０人	０人
部分休業	０人	０人	０人

②介護休暇の取得状況（令和５年度）

区　分	男	女	合計
介護休暇	０人	０人	０人

③病気休暇の取得状況（令和５年度）

区　分	男	女	合計
病気休暇	０人	０人	０人

４　職員の分限・懲戒処分の状況

（１）分限処分の状況（令和５年度）

区　　分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	０人	０人	０人	０人	０人
心身の故障の場合	０人	０人	０人	０人	０人
職に必要な適格性を欠く場合	０人	０人	０人	０人	０人
職制、定数の改廃等により過員を生じた場合	０人	０人	０人	０人	０人
刑事事件に関し起訴された場合	０人	０人	０人	０人	０人
条例で定める事由による場合	０人	０人	０人	０人	０人

（２）懲戒処分の状況（令和５年度）

区　　分	戒告	免職	停職	減給	合計
法令に違反した場合	０人	０人	０人	０人	０人
勤務実績が良くない場合	０人	０人	０人	０人	０人
心身の故障の場合	０人	０人	０人	０人	０人
職に必要な適格性を欠く場合	０人	０人	０人	０人	０人

５　職員の利益の保護の状況

（１）勤務条件に関する措置要求の状況

措置要求とは、公務員は労働基本権の一部が制限されているため、その代償として設けられている制度で、職員が給与、勤務時間、その他の勤務条件に不服がある場合、公平委員会に対し審査等を要求できる

制度です。

前年度からの 継続事案数Ａ	令和５年度 要求事案数Ｂ	完結件数Ｃ	翌年度継続件数 Ａ＋Ｂ－Ｃ	備考
０件	０件	０件	０件	

（２）不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求とは、職員の身分保障と、人事行政の適正な運営の確保を目的とした制度です。任命権者が、職員の意に反する違法、不当、不利益な処分を行った場合、職員は中立的専門機関である公平委員会に審査請求をすることによりその救済を求めることができます。

前年度からの 継続事案数Ａ	令和５年度 要求事案数Ｂ	完結件数Ｃ	翌年度継続件数 Ａ＋Ｂ－Ｃ	備考
０件	０件	０件	０件	

６　職員の福利厚生の状況

（１）群馬県市町村職員共済組合

地方公務員の共済制度は、地方公務員法第４３条に規定する「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度」（退職年金の制度を含む。）を実施するため、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員の及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。

群馬県市町村職員共済組合では、その目的を達成するため、大きく分けて、「短期給付事業」、「長期給付事業」及び「福祉事業」の３つの事業を行っています。

なお、これらの給付に要する費用は、組合員である職員の掛金と地方公共団体の負担金とによってまかなわれており、その割合は法律により５０％ずつと規定されています。

・短期給付事業 職員及びその家族の公務外の病気、負傷、出産、死亡、休業または災害に対し、健康保険法による給付（医療費の３割自己負担など）に相当する給付を行なうものです。
・長期給付事業 職員が退職または死亡したときに行われる年金給付等が主な内容です。
・福祉事業 職員及びその家族の福祉と健康の増進を図るため、保健、健康保持増進対策等、貯金、貸付などの事業を実施しています。

（２）太田市職員共済会互助会

当組合の職員は、互助会組織である太田市職員共済会に加入しております。

太田市職員共済会では、職員の保健、元気回復その他の厚生に関する事項について計画を作成し、職員の病気、負傷、出産、災害、退職、障害若しくは死亡した場合は、適切な給付を行うための相互救済を目的として共済制度を実施しています。

（総務省実施「職員に対する福利厚生事業調査」より）

互助会名	互助会等に対する公費負担額（単位：千円） Ａ	会員掛金総額（単位：千円） Ｂ	互助会会員数（単位：人） Ｃ	会員１人当たりの公費の補助金額（単位：円） Ａ／Ｃ	公費負担率（単位：％） Ａ／（Ａ＋Ｂ）
太田市職員共済会	80	182	11	7,300	30.5

※Ａのうち、互助会等の事務費、人件費に充当している公費負担額はありません。